

第 4 回 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会 議事概要

日 時 : 平成 28 年 2 月 24 日 (水) 14:00~16:00
 場 所 : 中央合同庁舎第 3 号館 4 階 幹部会議室
 出席委員 : 山内委員長、酒井委員長代理、稲垣委員、上杉委員、植竹委員、興津委員、
 河野委員、住野委員、松田委員、村木委員

議事次第に沿って、事務局から資料の説明後、意見交換が行われた。
 委員から出された主な意見は以下の通り。

- バス事業者が運転者にどのような指導・監督を行っているか、情報開示が必要。
- 適性診断の結果は、個々の運転手の指導・監督に活かすだけでなく、情報を収集・分析して事故の予防に活かすべき。
- 実技訓練について、バス事業者に対して実施すべき内容（高速道路や雪道の運転等）を示す必要。
- 事故惹起者の実技訓練の内容は、運転者の事故原因に応じたものとすべき。
- 運転者が誇りをもって乗務できる環境づくりが重要。
- 運転者の技量の確認について、適性診断を行うほか、第二種運転免許の更新時にも行う必要がないか、検討すべき。
- 新規参入した事業者を重点的に監査すべき。
- 民間団体の活用について、監査を補完する役割もあるが、業界全体のレベルアップという意義もある。
- 民間団体の活用について、予算や人員の観点も含めて検討する必要。
- 運行管理者の行政処分のみならず、経営者の責任を問うことも重要。
- 小規模事業者は体制整備ができないため、バス事業者の規模に応じた運輸安全マネジメントとすることが重要。
- 事業参入後の安全確保についてのチェックの強化について、運輸安全マネジメントやその他の安全対策を含めた全体像を示してほしい。
- 必ずしも十分な知識があるわけではない利用者が優良なバス事業者を選択できるよう、国や旅行業者がどのような情報を開示すべきか検討する必要。

以上